事 務 連 絡 平成28年6月17日

都道府県 保健所設置市 特別区

衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬·生活衛生局 生活衛生·食品安全部監視安全課

飲食店におけるカンピロバクターによる食中毒予防の指導について

細菌性食中毒の発生件数のうち、飲食店で提供された生又は加熱不十分な食 鳥肉(内臓を含む。)を原因とするカンピロバクター食中毒が多数を占めてい ます。

今般、別紙のとおり、カンピロバクターによる食中毒予防に係る生又は加熱 不十分な食鳥肉料理を提供する飲食店営業者向けのリーフレットを厚生労働省 ホームページに掲載いたしました。

ついては、平成28年度食品、添加物等の夏期一斉取締り(平成28年6月17日付け生食発0617第1号)等、関係事業者に対する指導に当たっては、当該リーフレットを活用しつつ、カンピロバクターによる食中毒予防について指導を徹底されるようお願いします。

参考) 厚生労働省ホームページ

厚生労働省ホームページ 食中毒 細菌による食中毒 カンピロバクター (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/saikin.html#kanpiro)